

2020年（令和2年）10月1日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2019年（令和元年）11月26日付けで諮問された、「1. 登記時の全地権者承諾書面 2. 行政業務執行に伴う全書面 3. 昭和59年当該善行地区道路管理簿の写し請求」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「1. 登記時の全地権者承諾書面 2. 行政業務執行に伴う全書面 3. 昭和59年当該善行地区道路管理簿の写し請求」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2019年（令和元年）10月4日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2019年（令和元年）8月9日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「1. 登記時の全地権者承諾書面 2. 行政業務執行に伴う全書面 3. 昭和59年当該善行地区道路管理簿の写し請求」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同年10月4日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分1〉

登記時の全地権者承諾書面のうち、地権者の住所氏名及び印影

〈公開することができない理由1〉

特定の個人が識別できることから、条例第6条第1号に該当するため。

〈公開することができない部分2〉

昭和59年当該善行地区道路管理簿の写し

〈公開することができない理由2〉

道路管理簿は存在するが当該地区については不存在であるため。

- (3) 審査請求人は、同年11月12日付けで、実施機関に対し、保存元文書の全部公開を求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同月26日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件請求に係る保存元文書の全部公開を求めるというものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

条例第6条第1号おそれの範囲特定明示及び公文書管理条例第5条重要行政文書の該当可否。

無為な墨消しは、街区構成した行政説明責任をしていない。保存元文書の全部公開を求めます。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

審査請求人は、審査請求の理由の中で、「無為な墨消しは、街区構成した行政説明責任をしていない」と述べているが、実施機関は、文書内に含まれる個人の住所、氏名及び印影を除き、全て公開を行っている。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「1. 登記時の全地権者承諾書面 2. 行政業務執行に伴う全書面 3. 昭和59年当該善行地区道路管理簿の写し請求」に係る行政文書

の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、次の理由により本件処分を行った。

登記時の全地権者承諾書面のうち、地権者の住所氏名及び印影については、特定の個人が識別できることから、条例第6条第1号に該当するため。

昭和59年当該善行地区道路管理簿の写しについては、道路管理簿は存在するが当該地区については不存在であるため。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の要旨は、本件請求に係る保存元文書の全部公開を求めるというものである。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「条例第6条第1号おそれの範囲特定明示」を求めるが、条例第6条第1号に該当するとされた情報は、それ自体、特定の個人が識別され得る情報であることから、本件処分との関連は認められない。

イ 審査請求人は、「公文書管理条例第5条、重要行政文書の該当可否」の判断を求めるが、藤沢市公文書等の管理に関する条例（平成28年6月24日条例第6号）第5条第1項では「市長は、前条第2項の廃棄に関する基準に基づき廃棄するものとした行政文書のうち、市政の重要事項に関わり、市の活動や歴史を検証する重要な資料であるものを重要行政文書として引き続き保存するものとする。」と定められている。本件請求の対象となった文書は、永年保存とされた文書であり、廃棄の対象にもなっておらず、したがって重要行政文書にも選定されていないことから、本件処分との関連は認められない。

(5) 条例第6条第1号の該当性について

本件請求に係る行政文書に、個人の住所、氏名及び印影が含まれていることに照らせば、特定の個人が識別できることを理由に一部非公開とした実施機関による本件処分には、不合理な点は認められず、審査請求人の主張する「無為な墨消し」には当たらない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2019. 8. 9	行政文書公開請求受付
10. 4	行政文書公開一部承諾決定処分
11. 12	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
11. 26	実施機関から審査会へ諮問書の提出
12. 17	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
12. 19	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
2020. 8. 24	審議
10. 1	答申

第18期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2020年2月1日～2022年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 青木 孝	弁護士
河合 秀樹	弁護士
田中 則仁	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
中畷 慶子	弁護士

◎会長 ○職務代理者